

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月13日
【会社名】	日信電子サービス株式会社
【英訳名】	Nisshin Electronics Service Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山手 哲治
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目8番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記「最寄りの連絡場所」において行っております。)
【電話番号】	(03) 5637 - 2460 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員業務推進統括部長 菊地 睦夫
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区押上一丁目1番2号
【電話番号】	(03) 5637 - 2460 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員業務推進統括部長 菊地 睦夫
【縦覧に供する場所】	日信電子サービス株式会社 本社事務所 (東京都墨田区押上一丁目1番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年11月12日開催の取締役会において、日本信号株式会社（以下「日本信号」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成25年3月31日現在)

商号	日本信号株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号新丸の内ビルディング内
代表者の氏名	代表取締役社長 降旗 洋平
資本金の額	6,846百万円
純資産の額	(連結) 62,954百万円 (単体) 44,414百万円
総資産の額	(連結) 111,058百万円 (単体) 95,666百万円
事業の内容	電気・電子機器製造及び販売等

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高(百万円)	83,465	84,503	85,339
営業利益(百万円)	4,809	3,296	5,082
経常利益(百万円)	5,420	3,819	6,017
当期純利益(百万円)	2,642	1,628	3,135

(単体)

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高(百万円)	69,020	70,588	70,050
営業利益(百万円)	2,733	1,793	2,443
経常利益(百万円)	3,625	2,667	3,667
当期純利益(百万円)	1,941	1,486	2,347

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年3月31日現在)

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8.57%
富国生命保険相互会社	8.10%
日本信号取引先持株会	4.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.18%
株式会社みずほ銀行	3.85%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

(平成25年3月31日現在)

資本関係	日本信号は、当社の発行済株式数の51.67%(3,100,000株、間接保有分を含みます。)の株式を保有しており、親会社に該当します。
人的関係	日本信号の取締役1名が当社の取締役を兼務しております。 日本信号の取締役1名と執行役員1名が当社の監査役を兼任しております。 当社の従業員2名が日本信号へ出向しております。
取引関係	当社は、日本信号が製造・販売する製品の保守サービスを行っております。 また、キャッシュマネジメントシステムによる資金取引を行っております(平成25年3月31日時点の残高は、3,550百万円です。)

(2) 本株式交換の目的

日本信号は、“より快適な人間社会の実現をめざし、「安全と信頼」の優れたテクノロジーを通じて、社会に貢献する”という企業理念の下に、「安全と信頼」を社会に提供する企業として成長し、全てのステークホルダーの皆様のご期待に応えねばならないと考えております。その具体的取組みとして、21世紀の価値基準に適合しながらサステナブル(持続可能)な成長企業へと進化することを目的とする長期経営計画「Vision-2020 3E」を策定し、現在遂行中であります。

日本信号は、本長期経営計画に基づく中期経営計画(平成24年度～平成26年度)の下で、厳しいグローバル競争に勝ち残るための「ものづくり改革」と「新たな事業領域への挑戦」を旗印に、国際市場への戦略的拡大と成熟した国内市場における新事業創造を、スピードをもって取り組んでおります。

当社は、電気・電子機器の保守サービスを主な事業目的とし、親会社である日本信号が製造・販売するAFC、駐車場機器、交通システムその他機器のほか、他社が販売するこれらの機器及びOA機器の保守サービスを行っております。当社は、経営基本方針に基づく中期経営計画(平成24年度～平成26年度)の下で、「構造改革の遂行」、「事業領域の開拓」をテーマに、顧客、株主、従業員など全てのステークホルダーの満足するサービス価値の向上を目指しております。そのため、各事業分野の意思決定・施策実行の迅速化を目的に企業体質を変革し、独自のサービスモデルを構築するなど、事業領域を拡大し、自ら市場開拓のできるサービス企業を目指して取り組んでおります。提案型営業による既存市場でのシェア拡大と、今後も成長が期待できるITネットワーク及びソリューション関連事業や駐車場関連事業に注力するとともに、既存事業の枠を超えた新規事業の開発にも努めております。しかしながら、当社を取り巻く市場環境は、保守の対象となる機器の省メンテナンス化、顧客の外注費削減、保守の内製化等の影響を受け、更なる効率化と付加価値の高いサービスを提供し続けること、及び新たな事業への進出が必達の課題であると認識しております。

日本信号は、従来より研究開発から製造、販売、工事、保守に至る、一貫した競争力のあるグループ経営に取り組んで参りましたが、本株式交換により当社を完全子会社にすることで、より迅速な意思決定、更なる効率的かつ機動的なグループ経営の実現を目指します。

当社は、今回の完全子会社化により、メーカーである日本信号との一層の連携強化を図り、アフターサービスにおける情報をより上流工程の製品の開発・設計に反映させることで、より付加価値の高いサービスの提供と品質向上を図り、顧客満足の最大化を目指します。また、日本信号が海外で得たノウハウを共有し、当社の新たな事業展開を加速します。

これらの取り組みにより、日本信号グループは、グループ経営の一層の充実・強化を推進し、グループ企業価値の更なる向上を図り、今回の完全子会社化により日本信号の株式を保有することとなる当社の株主の皆様を含め、日本信号の全ての株主の皆様の期待に応えて参りたいと考えております。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

日本信号を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、日本信号については、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また当社については、平成26年1月30日開催予定の臨時株主総会における承認を受けたうえで、平成26年3月1日を効力発生日とする予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

	日本信号 (株式交換完全親会社)	日信電子サービス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	2
株式交換により発行する新株式数	普通株式5,892,796株(予定)	

注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、日本信号株式2株を割当て交付いたします。但し、日本信号が所有する当社株式3,046,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

注2) 本株式交換により交付する日本信号の株式数

本株式交換により日本信号が当社の発行済株式(日本信号が保有する当社の株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における当社の株主(但し、日本信号を除きます。)に対し、その所有する当社の普通株式1株につき日本信号の普通株式2株を割当て交付することを予定しております。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時において保有する全ての自己株式を、基準時において消却する予定です。

本株式交換により日本信号が発行する新株式数については、当社が単元未満株主の単元未満株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等により今後修正される可能性があります。

注3) 本株式交換の条件の変更及び本株式交換契約の解除

本株式交換契約締結の日から本株式交換の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、日本信号又は当社の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合には、日本信号と当社は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本株式交換契約の内容を変更し、又は本株式交換契約を解除することができるとされております。

その他の株式交換契約の内容

当社が、日本信号との間で平成25年11月12日付けで締結した株式交換契約書の内容は次のとおりであります。

株式交換契約書

日本信号株式会社（以下「甲」という。）と日信電子サービス株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲 商号：日本信号株式会社
住所：東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

乙 商号：日信電子サービス株式会社
住所：埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目8番1号

第3条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（甲を除く。）に対して、乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の数の合計数に2を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の各株主（甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式2株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の各株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 3,153,532,360円（ただし、法令により増加することができる上限額が当該額を下回る場合にあっては、当該上限額）
- (2) 資本準備金 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3) 利益準備金 0円

第5条（効力発生日）

1. 本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年3月1日とする。ただし、本株式交換の手續の進行等に応じて必要がある場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 前項ただし書により効力発生日を変更する場合には、乙は、会社法第790条の規定に従い、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。
2. 乙は、平成26年1月30日開催予定の臨時株主総会において、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第7条（自己株式の消却）

乙は、基準時において乙が所有する自己株式（本株式交換に際してなされる会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時において消却する。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼし得る行為（本契約に別途定めるものを除く。）については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第9条（本契約の変更）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する甲の株主により会社法第796条第4項に定める通知がなされた場合において、効力発生日の前日までに本契約について株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (2) 乙において、効力発生日の前日までに本契約について株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (3) 本契約を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限られない。）が得られなかった場合

第11条（準拠法）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年11月12日

甲 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
日本信号株式会社
代表取締役社長 降旗 洋平

乙 埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目8番1号
日信電子サービス株式会社
代表取締役社長 山手 哲治

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

上記(3)。「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）については、その公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は第三者算定機関としてS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）を、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選定いたしました。また、日本信号は第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定いたしました。

S M B C日興証券は、当社及び日本信号について、両社が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）を用いて両社の株式価値分析を行いました。

上記各評価方法による当社の普通株式1株に対する日本信号の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	1.51～1.54
D C F法	1.67～2.25

市場株価法においては、S M B C日興証券は、算定基準日を平成25年11月11日として、当社及び日本信号の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び当社の平成26年3月期第2四半期決算短信開示日の翌日から算定基準日まで（平成25年10月25日から平成25年11月11日まで）の株価終値単純平均値を算定しております。

D C F法においては、S M B C日興証券は、日本信号について、日本信号が作成した平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は5.64%～6.64%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を0%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。他方、当社については、当社が作成した平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は8.46%～9.46%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率を0%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

S M B C日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でS M B C日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成25年11月11日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

また、S M B C日興証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

当社は、S M B C日興証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、S M B C日興証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

みずほ証券は、日本信号については、日本信号が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、日本信号と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を採用して算定を行いました。市場株価基準法では、平成25年11月11日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の1ヶ月間（平成25年10月15日から平成25年11月11日まで）、3ヶ月間（平成25年8月12日から平成25年11月11日まで）、6ヶ月間（平成25年5月13日から平成25年11月11日まで）の東京証券取引所に

おける株価終値単純平均値を採用しました。DCF法では、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいない事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。また、当社については、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。市場株価基準法では、平成25年11月11日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の1ヶ月間（平成25年10月15日から平成25年11月11日まで）、3ヶ月間（平成25年8月12日から平成25年11月11日まで）、6ヶ月間（平成25年5月13日から平成25年11月11日まで）の東京証券取引所における株価終値単純平均値を採用しました。DCF法では、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいない事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、各評価方法による当社の普通株式1株に対する日本信号の普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準法	1.51～1.55
類似企業比較法	1.51～1.94
DCF法	1.46～2.25

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実のみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成25年11月11日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

日本信号は、みずほ証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、みずほ証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

当社と日本信号は、両社で本株式交換の目的、割当比率等について、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。

当社は、第三者算定機関であるSMB C日興証券から平成25年11月11日付で受領した株式交換比率に関する算定書及び法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を踏まえ、取締役会で慎重に審議した結果、上記(3)。「本株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであると判断し、平成25年11月12日付にて開催された取締役会にて本株式交換の株式交換比率を決議いたしました。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本信号株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号新丸の内ビルディング内
代表者の氏名	代表取締役社長 降旗 洋平
資本金の額	現時点では確定していません。
純資産の額	(連結)現時点では確定していません。 (単体)現時点では確定していません。
総資産の額	(連結)現時点では確定していません。 (単体)現時点では確定していません。
事業の内容	電気・電子機器製造及び販売等

以 上